

2013年3月8日制定  
2014年2月1日改定  
2016年7月12日改定  
2018年4月26日改定  
2020年4月1日改定

## ワイドスターⅡ船舶標準工事規約

この規約(以下「本規約」といいます)は、株式会社N T Tドコモ（以下「当社」といいます）が販売及び賃貸する衛星電話機及びその付属品等（以下総称して「機器等」といいます）を船舶に取り付け、又は取り外しを行う際の標準工事（以下「本件工事」といいます）の実施条件について定めます。なお、本件工事は、機器等の取り付け、又は取り外しにかかる工事（当社が定める「N T Tドコモ ワイドスターⅡ船舶標準工事サービス申込書（2/2）」（以下「申込書」といいます）に記載の物品の販売を含みます）のみを行うものであり、機器等の賃貸借、または保管および衛星電話を利用した電気通信サービスを含むその他のサービスの提供を行うものではありません。

### （契約の成立）

- 第1条 本件工事を希望する者（以下「申込者」といいます）が、申込書による申込みを行い、当社がその申込みを承諾し、本件工事の予定日（以下「工事予定日」といいます）を通知したときに、当社と申込者との間で、本件工事及び物品販売にかかる契約（以下総称して「本契約」といい、物品販売にかかる契約を単独で「販売契約」といいます）が成立するものとします。なお、申込者は、当社の定める営業日（以下「営業日」といいます）に従い、本件工事を希望する日の15営業日前までに申込みを行うものとします。
- 2 本規約は、当社と本契約を締結した者(以下「契約者」といいます)との間の、本件工事の実施及び販売契約にかかる一切の關係に適用されます。
  - 3 本件工事のうち、機器等の取り付け工事（以下「取付工事」といいます）については、申込者は、当社との間で当社が別途定めるワイドスター通信サービス契約約款に基づくワイドスター契約（以下「ワイドスター契約」といいます）を締結している者とします。
  - 4 本件工事のうち、機器等の変更・追加・取り外し工事については、申込者は、当社が過去、申込者に対し、取付工事を実施している場合に限り、申込みを行うことができるものとします。
  - 5 当社は、以下のいずれかに該当する場合、本件工事の申込みを承諾しない場合があります。
    - (1) 申込者が当社とのワイドスター契約、以前に当社と締結した機器等の販売に関する契約、ワイドスターⅡレンタルサービス利用規約に基づくレンタル契約（以下「レンタル契約」といいます）若しくは本契約に違反したとき、又は違反するおそれがあるとき
    - (2) 申込者が第3項に定める条件を満たさないとき、又は満たさなくなるおそれがあるとき
    - (3) その他当社の業務の遂行上支障があると認めるとき
  - 6 当社は、申込者の本人確認等のため必要と認める場合、申込者に対して運転免許証等の提示及び登記簿謄（抄）本、現在（履歴）事項証明書、又は印鑑証明書等の提出を要請することができるものとし、申込者が当社からの当該要請に応じない場合は、本件工事の申込みを承諾しない場合があります。
  - 7 当社は、前二項に定めるほか、申込者からの申込み時点での工事予約状況により、申込みを承諾できない場合があります。

ます。

8 契約者は次に定める手続きを工事予定日までに全て完了させるものとします。なお、契約者が工事予定日までに当該手続きを全て完了させることができなかったことに伴い、当社が本件工事を実施することができなかった場合でも、当社はその責任を負わないものとします。

- (1) 取付工事の場合、当社より販売契約若しくはレンタル契約により機器等の引渡しが行なわれていること、又は申込書に基づき機器等の引渡しの手配を行うこと
- (2) 本件工事の対象となる船舶（以下「対象船舶」という）を当社の指定する場所へ係留すること
- (3) 対象船舶へ乗船するために通船等が必要な場合、その手配及び準備を行うこと
- (4) 対象船舶への本件工事に必要な電源工事（衛星電話用電源端子までの工事）、構造物のせん孔及び加工、溶接・足場組みを要する工事等当社が別途必要とする工事を完了させておくこと

9 契約者は下記のいずれかに該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証するものとします。

- (1) 自ら又は自らの役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者（以下総称して「暴力団員等」といいます）であること
- (2) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- (3) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- (4) 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、暴力団員等を利用して認められる関係を有すること
- (5) 暴力団員等に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- (6) 自らの役員又は自らの経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- (7) 本件工事に関係する取引先に暴力団員等が存在しないこと

（工事予定日の変更）

第2条 当社は、天候、天災地変その他当社の責に帰すことのできない事由により、契約者に対して遅滞無く通知することにより工事予定日を変更することができるものとします。

（契約者による申込取消）

第3条 契約者は、工事予定日までに当社に書面にて通知することにより本件工事の申込みを取り消すことができます。ただし、次の場合を除き、当該通知が工事予定日の3営業日前までになされない場合、契約者は、当社にて既に発生した稼働、作業等について、本件工事にかかる工事費（消費税等含みます）を上限とした当社が別に算定した額を支払うものとします。

- (1) 当社が申込みを承諾した日から工事予定日までの期間が3営業日以内の場合
- (2) 当社が工事予定日の変更を契約者に通知してから変更後の工事予定日までの期間が3営業日以内の場合

（工事の完了）

第4条 本件工事が終了した場合、当社は速やかに契約者にその旨を通知します。契約者はこの通知を受理した日から起算して5営業日以内に受入検査の結果を当社に通知するものとし、その合格をもって本件工事が完了したものとします。ただし、特段の理由なく5営業日以内に受入検査の結果が当社に通知されない場合は、受入検査の結果が合格であったも

のとみなし、本件工事が完了したものとします。

(契約不適合責任)

第5条 本件工事が完了して1年以内に、本件工事に本規約に定める内容に適合しない点（以下「契約不適合」といいます）が発見された場合に限り、当社は本件工事の再履行又は当該契約不適合の修補を行うものとします。なお、当該契約不適合に起因して、契約者が機器等を用いて音声通話、データ通信その他の通信を行うことができない等、契約者に何らかの損害が生じても、当社はその賠償責任を負わないものとし、契約者に対して工事費の返還又は減額を行わないものとします。ただし当社に故意又は重大な過失がある場合はこの限りではありません。

(工事の種類と工事費)

第6条 本件工事にかかる工事の種類及び工事費は別表の通りとします。

2 本件工事にかかる工事費は工事完了日の翌月に請求するワイドスター契約にかかる基本使用料等の請求と合算して請求し、支払期限及び支払条件等はワイドスター契約第9章及び通則の定めに基づきます。

(責任の範囲)

第7条 当社が、本契約上の義務に違反したことにより契約者に損害を与えた場合であっても、その責任の範囲は通常生ずべき損害（逸失利益等を除くものとします）に限られるものとし、本契約にかかる工事費を上限とします。ただし、当社に故意又は重大な過失があるときはこの限りではありません。（契約の解除）

第8条 当社は、契約者が次の各項のいずれかに該当すると判断した場合、契約者に通告することなく直ちに本契約を解除することができるものとします。

- (1) 本規約に定める各条項の一に違反したとき
- (2) 本件工事の申込みにあたり、申込書等に事実と反する記載を行ったとき
- (3) 自らにつき支払の停止があったとき、支払不能の状態に陥ったとき、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てがあったとき、手形交換所の取引停止処分を受けたとき、又は自らを債務者とする仮差押え、保全差押え若しくは差押えの命令、通知が発送されたとき
- (4) 契約者の信用状態に重大な変化が生じたとき
- (5) 当社に対して暴力的な要求行為があったとき
- (6) 当社に対して不当な要求行為があったとき
- (7) 本件工事に関連して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行ったとき
- (8) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は業務を妨害する行為を行ったとき
- (9) その他本契約を継続できないと当社が認める相当の事由があるとき

2 前項に基づく契約解除に関連して当社に発生した一切の損害及び費用は、契約者の負担とします。

(本規約の変更)

第9条 当社は次の各号のいずれかに該当する場合、本規約を変更することができるものとし、契約者は変更後の規約に従うものとします。

- (1) 本規約の変更が、契約者の一般の利益に適合するとき
- (2) 本規約の変更が、本契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき

2 当社は、本規約の内容を変更する場合は、当社ホームページへの掲載その他当社が適当と認める方法により周知しま

す。

(権利義務の移転)

第10条 契約者は、本契約に基づき、当社に対して有する権利又は相手方に対して負う義務の全部又は一部を三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供してはならないものとします。

(合意管轄)

第11条 当社と契約者の間で本契約に関して訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所又は契約者の住所地の地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(残存条項)

第12条 本契約終了後も第5条、第6条第2項、第7条、第8条第3項、第10条、第11条及び第12条の定めは、なお有効に存続するものとします。

(その他)

第13条 本件工事に関し本規約に定めのない事項については、当社が別に定めるものとします。

附則（2013年3月8日）

本規約は2013年3月8日から実施します。

附則（2014年2月1日）

この改定規約は 2014 年 2 月 1 日から実施します。

附則（2016年7月12日）

この改定規約は 2016 年 7 月 12 日から実施します。

附則（2018年4月26日）

この改定規約は 2018 年 5 月 1 日から実施します。

附則（2020年4月1日）

この改定規約は 2020 年 4 月 1 日から実施します。

## 【別表：工事の種類および工事費】

2023年4月30日までの  
お申込み料金

工事区分	工事名称	パターン	工事費（税別）	工事費に含まれる部材
取付工事 （新規・他船移転）	基本工程 （新規・他船移転）	a	¥80,300	
	基本構成品取付工事	b	¥29,100	
取付工事 （簡易）	FAXアダプタ取付工事	c	¥7,800	
	マルチアダプタ取付工事	d	¥4,200	
	基本工程 （簡易）	e	¥46,000	
取付工事 （復活・再取付）	基本工程 （復活・再取付）	f	¥34,400	
	基本構成品再取付工事	g	¥9,330	ボルトナット・ブッシング ・アンテナアースバンド
	FAXアダプタ再取付工事	h	¥2,300	
取外工事 （解約・休止・他船移転）	基本工程 （解約・休止・他船移転）	i	¥31,400	
	基本構成品取外工事	j	¥8,100	
	FAXアダプタ取外工事	k	¥1,800	
	マルチアダプタ取外工事	l	¥1,800	

※上記部材は同等品となる場合がございます。

## 【別表：工事の種類および工事費】

2023年5月1日からの  
お申込み料金

工事区分	工事名称	パターン	工事費（税別）	工事費に含まれる部材
取付工事 （新規・他船移転）	基本工程 （新規・他船移転）	a	¥96,100	
	基本構成品取付工事	b	¥38,100	
取付工事 （簡易）	衛星FAXアダプタ 取付工事	c	¥10,300	
	マルチアダプタ取付工事	d	¥5,500	
	基本工程 （簡易）	e	¥56,800	
取付工事 （復活・再取付）	基本工程 （復活・再取付）	f	¥41,700	
	基本構成品再取付工事	g	¥11,730	ボルトナット・ブッシング ・アンテナアースバンド
	衛星FAXアダプタ 再取付工事	h	¥3,000	
取外工事 （解約・休止・他船移転）	基本工程 （解約・休止・他船移転）	i	¥37,500	
	基本構成品取外工事	j	¥10,600	
	衛星FAXアダプタ 取外工事	k	¥2,400	
	マルチアダプタ取外工事	l	¥2,400	

※上記部材は同等品となる場合がございます。